

（介護予防）福祉用具貸与・

特定（介護予防）福祉用具販売

指定申請書類　作成例

令和７年４月版

横浜市　介護事業指導課

はじめに

本作成例は、介護保険事業所（居宅サービス等）の申請・届出に係る次の書類について、記載すべき内容の明確化及び作成の円滑化を図るために、記載内容の例文及び作成上の注意事項を示すものです。

本市への提出書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項をご確認のうえ、本作成例をひな型としてご活用ください。

なお、本作成例は基準改正等の状況に応じて改訂を行っています。書類作成・改訂の際は、常に最新の作成例を参照してください。

＜収録内容＞

運営規程

**【本作成例を活用する際の注意事項】**

１　本作成例は、本市として各書類に記載いただきたい最低限の内容を示すものです。

なお、事業所の状況に応じて、適宜項目を追加いただくことは差し支えありません。

２　本作成例の凡例は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 赤文字・下線部分 | 事業所固有の情報を記載すべき部分です。例文から当該箇所を削除・修正願います。 |
| 吹き出し | 作成に当たっての注意事項です。当該箇所の作成に当たり、内容を必ずご確認ください。なお、当該部分は「記載すべき内容」に含みませんので、完成時にすべて削除願います。 |
| 選択部分 | 事業所の状況に応じて、記載の有無を選択すべき部分です。記載不要と判断した部分については、完成時にすべて削除願います。 |

４　本市への提出書類において、以下のような不備が散見されます。

　提出前に十分ご確認ください。

　　○赤文字・下線部分が残っている。　　　⇒他の部分と統一願います。

　　○吹き出し（注意事項）が残っている。　⇒すべて削除願います。

　　○選択部分で複数の項目が残っている。　⇒記載しない部分はすべて削除願います。

○条・項・号の番号が整合していない。　⇒重複・抜けがないか再確認願います。港町　介護用品サービス

（介護予防）福祉用具貸与　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社港町介護サービス（以下、「運営法人」という。）が開設する港町　介護用品サービス（以下、「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具与及び介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

３　事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

５　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　港町　介護用品サービス

二　所在地　横浜市中区港町１－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤）

基準上配置すべき職種ごとに項目（号）を設けてください。

人数については、基準上配置すべき員数を満たす範囲において「○人以上」と記載することも許容されますが、**実態と大きく乖離した記載は認められません。**

常勤・非常勤ごとに記載してください（専従・兼務の区別は不要です。）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

二　福祉用具専門相談員　３名（常勤２名、非常勤１名）

**員数は頭数を記載してください。**

**（常勤換算数ではない）**

※適切ではない例

「常勤換算数2.0人以上」（頭数で記載してください）

「介護保険法上の必要員数の通り」（事業所の実態に応じた具体的な員数を記載してください）

①　専門的知識に基づき相談に応じる。

②　福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

③　貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

④　福祉用具の調整を行う。

⑤　使用方法の指導、修理等を行う。

⑥　福祉用具貸与計画又は介護予防福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画等」という）を作成する。

⑦　福祉用具貸与計画等の作成後、福祉用具貸与計画等の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う。なお、福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)の場合、サービス提供の開始時から６月を経過するまでの間に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う。

⑧モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告する。

祝日の営業の有無を

必ず記載してください。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日　　　　　：月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、12月29日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　　　：午前９時から午後５時までとする。

（事業の提供方法、取扱う種目）

第６条　事業の提供方法、取扱う種目は次のとおりとする。

　　事業の提供に当たっては、利用者の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、提供方法を次のとおりとする。

一　専門的知識に基づき相談に応じるとともに、福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

二　対象福祉用具の提供に当たっては、利用者がいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、専門職、指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。

三　福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

四　福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

五　福祉用具貸与等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

六　福祉用具貸与等の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

七　福祉用具貸与等の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を 説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難 な場合は、この限りではない。

八　前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

九　福祉用具貸与等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得る。

十　作成した福祉用具貸与計画等を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付する。

２　取扱う福祉用具の種目は以下のものとする。

一　車いす

二　車いす付属品

三　特殊寝台

四　特殊寝台付属品

取扱う種目のみ記載してください。又、付表と一致させてください。

**※できるだけ多くの種目を扱うことが求められています。**

五　床ずれ防止用具

六　体位変換器

七　手すり

八　スロープ

九　歩行器

十　歩行補助つえ

十一　認知症老人徘徊感知機器

十二　移動用リフト

十三　自動排泄処理装置

（利用料等）

第７条　福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額はカタログのとおりとし、当該福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。

「カタログのとおり」、「料金表のとおり」、「カタログ及び料金表のとおり」と事業所の体制によって記載方法を変えてください。

【択一】次の１・２のいずれか

一方のみを記載してください。

【１　月途中の利用開始又は終了の場合で、**日割り**で利用料を徴収する場合の例】

なお、利用料は１ヶ月単位とし、月途中のサービス提供の場合は日割り計算を行う。ただし、レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額とする。

【２　月途中の利用開始又は終了の場合で、**半月単位**で利用料を徴収する場合の例】

なお、利用料は１ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

　一　契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額

　　　契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の１/２相当額

　二　契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の１/２相当額

　　　契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額

　三　レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

【択一】次の１・２のいずれか

一方のみを記載してください。

月途中からの利用に関する利用料は、原則は日割りですが、半月分での徴収も可能です。

【１　交通費や特別な搬入の際の費用を**徴収する**場合の例】

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

　　　通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を１キロメートルあたり20円

交通費を請求できるのは、通常の事業の実施地域を越えた地点からです。

３　搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用はその実費を徴収する。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

　説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

５　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

【２　交通費や特別な搬入の際の費用を**徴収しない**場合の例】

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与等に要した交通費は、徴収しない。

３　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

４　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

実施地域は客観的かつ簡潔に場所が特定できるようにすること。「○○区南部」や「事業所から○○km以内」等の記載は認められません。

第８条　通常の事業の実施地域は、中区、西区、港南区とする。

ただし、港南区は、野庭町、日野一丁目から四丁目までのみとする。

一部地域のみを対象とする場合は、ただし書きで具体的な町名等を明記してください。

（衛生管理等）

第９条　事業所は衛生的に管理している福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

委託範囲については「基本契約書」又は「消毒・保管等の契約書」に記載の委託範囲（内容）と一致させてください。

委託範囲が不明確な場合は「覚え書き」等で明確にし、その範囲を記載してください。

２　消毒・保管等の委託先及び範囲は次のとおりとする。

　一　名称　　　○○○○福祉用具

　　　住所　　　横浜市港北区□□□□１－１

　　　委託範囲　搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理

　二　名称　　　◇◇◇◇◇レンタル　サービスステーション

　　　住所　　　横浜市栄区△△△△△９－２１

　　　委託範囲　保管、消毒、点検、修理

（緊急時等における対応方法）

第10条　事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

２　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

３　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

（苦情に対する対応方針）

第11条　事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

２　事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第12条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第13条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

　一　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　二　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

　三　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての重要事項）

第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

事業所の研修計画に従って決定してください。新規採用者の研修をどのくらいの期間掛けて行うかを記載してください。

一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

二　継続研修　　年□回

研修と秘密保持については必ず記載してください。

２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、福祉用具貸与等の提供に関する記録を整備し、保管する。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和７年４月１日から施行する。

港町　介護用品サービス

「指定日」を最初の行にし、その後運営規程を改訂した日を

履歴として残してください。

（例）

　附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。　　←指定日

この規程は、令和７年10月１日から施行する。 ←改訂日

この規程は、令和８年４月１日から施行する。　　←改訂日

・・・

特定（介護予防）福祉用具販売　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社港町介護サービス（以下、「運営法人」という。）が開設する港町　介護用品サービス（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の福祉用具専門相談員が適正な特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売（以下、「特定福祉用具販売等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

３　事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

５　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　港町　介護用品サービス

管理者と福祉用具専門相談員ごとに、員数、常勤・非常勤の区分及び職務内容を記載してください。

二　所在地　横浜市中区港町１－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤）

**員数は頭数を記載してください。**

**（常勤換算数ではない）**

※適切ではない例

「常勤換算数2.0人以上」（頭数で記載してください）

「介護保険法上の必要員数の通り」（事業所の実態に応じた具体的な員数を記載してください）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

二　福祉用具専門相談員　３名（常勤２名、非常勤１名）

**員数は頭数を記載してください。**

**（常勤換算数ではない）**

※適切ではない例

「常勤換算数2.0人以上」（頭数で記載してください）

「介護保険法上の必要員数の通り」（事業所の実態に応じた具体的な員数を記載してください）

①　専門的知識に基づき相談に応じる。

②　特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具等」という）の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

③　販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

④　特定福祉用具等の調整を行う。

⑤　特定福祉用具等の使用方法の指導、修理等を行う。

⑥　特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画（以下「特定福祉用具販売計画等」という）を作成する。

⑦　福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。

祝日の営業の有無を

必ず記載してください。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日　　　　　：月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、12月29日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　　　：午前９時から午後５時までとする。

第６条　事業の提供方法、取扱う種目は次のとおりとする。

　　事業の提供に当たっては、利用者の身体の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、提供方法を次のとおりとする。

一　専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供する。

二　対象福祉用具の提供に当たっては、利用者がいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、専門職、指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行う。

二　特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三　特定福祉用具等の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。

四　福祉用具貸与等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

五　福祉用具貸与等の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

六　福祉用具貸与等の提供に当たって身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を 説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難 な場合は、この限りではない。

七　前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

八　特定福祉用具販売等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得て、交付する。

２　取扱う特定福祉用具等の種目は以下のものとする。

取扱う種目のみ記載してください。又、付表と一致させてください。

**※できるだけ多くの種目を扱うことが求められています。**

一　腰掛便座

二　自動排泄処理装置の交換可能部品

三　入浴補助用具

四　簡易浴槽

五　移動用リフトのつり具の部分

　六　排泄予測支援機器

　七　スロープ

「カタログのとおり」、「料金表のとおり」、「カタログ及び料金表のとおり」と事業所の体制によって記載方法を変えてください。

　八　歩行器

　九　歩行補助つえ

（利用料等）

第７条　特定福祉用具販売等を提供した場合の費用の額はカタログのとおりとする。

本市では特定福祉用具等の受領委任払いの制度は行っていません。

【択一】次の１・２のいずれか

一方のみを記載してください。

【１　交通費を**徴収する**場合の例】

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

　　　通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を１キロメートルあたり20円

交通費を請求できるのは、通常の事業の実施地域を越えた地点からです。

３　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

４　事業所が利用者から第１項から第３項の費用の支払いを受けたときは、事業所の名称、特定福祉用具等の種目及び品目の名称、販売日、並びに料金を記載した証明書及び領収書、当該特定福祉用具等のパンフレットを利用者に交付する。

【２　交通費を**徴収しない**場合の例】

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売等に要した交通費は、徴収しない。

３　事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、事業所の名称、特定福祉用具等の種目及び品目の名称、販売日、並びに料金を記載した証明書及び領収書、当該特定福祉用具等のパンフレットを利用者に交付する。

実施地域は客観的かつ簡潔に場所が特定できるようにすること。「○○区南部」や「事業所から○○km以内」等の記載は認められません。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、中区、西区、港南区とする。

ただし、港南区は、野庭町、日野一丁目から四丁目までのみとする。

一部地域のみを対象とする場合は、ただし書きで具体的な町名等を明記してください。

（衛生管理等）

第９条　事業所は衛生的に管理している特定福祉用具等を提供するとともに、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

（緊急時等における対応方法）

第10条　事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

２　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

３　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

（苦情に対する対応方針）

第11条　事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

２　事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第12条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第13条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

　一　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　二　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

　三　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての重要事項）

第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

事業所の研修計画に従って決定してください。新規採用者の研修をどのくらいの期間掛けて行うかを記載してください。

一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

二　継続研修　　年□回

研修と秘密保持については必ず記載してください。

２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、特定福祉用具販売等の提供に関する記録を整備し、保管する。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は令和７年４月１日から施行する。

「指定日」を最初の行にし、その後運営規程を改訂した日を

履歴として残してください。

（例）

　附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。　　←指定日

この規程は、令和７年10月１日から施行する。 ←改訂日

この規程は、令和８年４月１日から施行する。　　←改訂日

・・・